

農業委員会議事日程

日 時：令和3年1月28日（木）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
7. 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
10. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
なお、今定例会におきましても、農業委員 15 名の招集といたしましたがよろしく
お願いします。
ただ今から令和 3 年 1 月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日
一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
10 番伊藤尚子委員、13 番高松久男委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第 5、議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、
を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 46 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 6、議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

6 番島田委員

6 番島田です。1 番案件についてご報告いたします。

この案件は、昨年の台風 19 号災害やコロナ禍の影響により工事を中止していましたが、工場建築の目途がついたことから、今回申請に至ったものであります。申請内容は工事期間の変更のみであり、問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。2 番案件についてご報告いたします。

場所は、内川区で千曲線の五加小学校入口信号付近にある農地です。この案件は、市内の不動産業者が、令和 2 年 4 月に農地法第 5 条の許可を受けモデルハウスを建築する計画でしたが、売却時に改修費用が生じることから、転用目的を建売住宅に変更するものであります。周囲に隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 47 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 7、議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件について、25 日に担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。

場所は、打沢区で北国街道近くにあり動物病院より西側約 80mにある農地です。長野市の不動産業者が 5 区画の宅地分譲地を整備するものであります。周囲は、西側は道路、北側・東側・南側は宅地と隣接農地はなく、法面はコンクリート土留めにより保護、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

6 番島田委員

6 番島田です。2 番案件について、先日担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。

場所は、雨宮公民館より南側約 150mにある土地で既に住宅が建築されていることから、追認申請するものであります。事務局より説明がありましたが、建築確認申請の手続き時、農地転用許可の有無を確認し受付されるもので、事務手続き上、農地転用申請が漏れてしまうことは考えられないとのことです。ただし当時の経過が確認できないことから、事務局では追認申請として受付したものであります。上申書が提出され、隣接耕作者の同意も得ており、近所や地域からも認知されていることから、追認許可について問題ないと判断いたしました。

- 11 番嶋田委員 11 番嶋田です。3 番案件について、先日 20 日に担当委員と現地確認をしましてまいりましたので、ご報告いたします。
- 場所は、森区で東小学校より南側約 200mにある農地です。携帯電話基地局撤去工事に伴う作業用仮設ヤード及び工事車両の進入路として利用するものであり、令和 3 年 4 月末までの一時転用案件であります。隣接耕作者の同意を得ており、工事終了後、農地へ現況復旧する予定であることから問題ないと判断いたしました。
- 5 番北澤委員 5 番北澤です。4 番案件について、先日 26 日担当委員と現地確認をしましてまいりましたので、ご報告いたします。
- 場所は、稲荷山区で国道 403 号の元町信号より北東側約 150mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、東側は道路、他三方は宅地と隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。
- 9 番緑川委員 9 番緑川です。5 番案件について、先日担当委員と現地確認をしましてまいりましたので、ご報告いたします。
- 場所は、内川区で千曲線の五加小学校入口交差点より北西側約 80mにある農地です。市内の医療法人が従業員用の駐車場を整備するものであります。周囲に隣接農地はなく、雨水は地下浸透、汚水排水はないため問題ないと判断いたしました。
- 議 長 2 番案件については、事務局より補足説明が必要であると考えます。農地転用申請と建築確認申請の行政上の事務手続きについて、説明をお願いします。
- 中山次長 ……補足説明……
- 議 長 委員さんからの報告及び事務局からの補足説明が終わりました。
- それでは、質疑意見を一括、お受けします。
- 13 番高松委員 13 番高松です。2 番案件ですが、5 条申請ではなく追認申請の原因者である現所有者による 4 条申請が本来の手続きではないでしょうか。名義変更については、4 条許可後、宅地へ地目変更登記し農地法の効力をなくした上で、所有権移転すべきと考えますがいかがでしょうか。
- 中山次長 法的には、高松委員のご指摘どおりと考えます。今案件は稀な事例であることから、県担当者と事前協議をし、その結果、事務の効率化等を総合的に考慮した上で、5 条申請として対応することといたしました。
- 議 長 他に質疑意見等はございませんか。
- (質疑意見なし)

議長

よろしいでしょうか。先へ進めます。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 48 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 8、議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による
集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。
なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 35 番案件
を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定
により、議事参与の制限に該当する「11 番 嶋田孝委員」の退席を求めます。

……嶋田委員退席……

議長

それでは、35 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計
画について、35 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお
願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 49 号 35 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

……嶋田委員入室・着席……

議長

それでは、1 番から 34 番案件、36 番から 60 番案件について、質疑意見を一括し
てお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、1 番から 34 番案件、36 番から 60 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 49 号 1 番から 34 番案件、36 番から 60 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 9、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長

中山次長

宮坂担当係長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

(3)農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第 10、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和 3 年 1 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 2 時 3 0 分